

氏 名	小 杉 泰
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	論 法 博 第 116 号
学位授与の日付	平 成 11 年 1 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	現代中東とイスラーム政治

(主査)

論文調査委員 教授 木村雅昭 教授 大嶽秀夫 教授 小野紀明

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、1970年代以降の中東において顕在化したイスラーム復興、とりわけ政治におけるイスラームの復活に焦点をあてて、思想と政治的・社会的実態の両面から分析を加えたものである。中東地域研究においては、従来は近代化論や民族主義のパラダイムが主流であり、イスラームの政治的役割が過小評価されてきた。そのため、1979年のイラン革命をはじめとするイスラーム復興現象に直面して、分析の手法も概念も大きな混乱を示した。それに対して本論文は、イスラーム政治を分析するための基本的枠組みとキーコンセプトを提出し、理論的考察を行なった上で、実態分析によってその妥当性を検証する。

「第Ⅰ部 イスラーム政治の基本概念」では、これまでの中東政治へのアプローチが西洋的な諸概念を前提としているためにイスラーム固有の論理の捕捉に成功していないことから、イスラーム型モデルとして「政教一元論」を提示し、それが「神の主権」「人間の主権行使権」「主権行使の主体としてのウンマ（イスラーム共同体）」「法と国家の二重構造的性」などを生んでいることに論及している。

西洋的な政教二元論では政治と宗教の領域をまず区分し、その上で両者の関係を考えるのに対して、イスラームの「政教一元論」では政治と宗教の領域を分節化することなく、法と共同体の領域に分節化している。本論文の図式では、西洋型を水平分化、イスラーム型を垂直分化と呼び、イスラームの政教一元論が西洋的な意味での「政教一致」ではなく、固有の文化と歴史に立脚していることが指摘される。さらに、イスラーム的な政治の概念が実体として存在していることが、アラブ諸国の法学者や思想家の著作から実証されると共に、それらの概念がスンナ派とシーア派の両者に共通していることが示される。従来は両派の差異を強調する議論が優勢であったが、イスラーム政治を分析する一般的な枠組みが、両派の違いを超えてイスラーム全体に適用可能であることが明らかにされる。その後、その枠組みをエジプトの「イスラーム憲法草案」(1978年)とイランの「イスラーム共和国憲法」(1979年)に適用して、比較を行っている。

「第Ⅱ部 イスラーム法の革新」では、政教一元論的な特徴を有し、国家の上位に立つとされるイスラーム法が、どのような論理構造と体系を持っているかが論じられる。国家に対する優越性、包括性・不可分性などの一般的性格と共に、法学者が担う立法機能および専門家集団としてのウラマー（イスラーム学者）について検討が加えられる。特に、日本ではほとんど論及されることのなかったイジュティハード（法規定発見の営為）について、「イスラーム法源学」を素材として、そのメカニズムと意義を検討している。さらに、中世期の終りにイスラーム法が硬直化したのに対して、イジュティハードの復活を主張する改革派がいかにイスラーム法再生の思想を展開したかについて、イスラーム改革の機関誌に相当するアラビア語の『マナール』（1898～1940年刊行）の論考（特に『改革派と伝統派の対話』）が紹介され、さらに20世紀半ばからの「イスラーム法学ルネサンス」の展開が具体的な著作群と「イスラーム憲法制定運動」を中心に紹介される。

イスラーム政治の特質は、超歴史的に存在するわけではなく、伝統的なイスラーム的体制から近現代の中東における国民国家体制への変容過程で、さまざまな変化がおこった。そのような変化に対応してイスラーム改革が行なわれ、現代的状況

に対応しうるイスラーム思想を構築する営為があったからこそ、20世紀後半において政治的なイスラームの再登場がありえたのである。「第Ⅲ部 イスラーム復興の理論と運動の展開」では、そのような過程が、著者の造語である「イスラーム復興運動」を軸として、叙述され、分析される。特に、社会科学的に不適切な「原理主義」なる語が批判的に吟味され、「イスラーム覚醒」から「イスラーム復興運動」へと展開する構図が提起される。歴史的展開に関しては、19世紀の始動期、19世紀末から20世紀初頭の基礎理論の確立期、それを継承した大衆運動の展開、20世紀半ば以降の復興現象の顕在化が論及される。また、復興運動のイスラーム国家論の代表として「法学者の統治」論が検討されるが、ここではホメイニー（イラン人）の「法学者の監督」論と並んで、それに半世紀先立つラシード・リダー（シリア人）の「法学者元首制」、ホメイニーと同じシーア派で同じように重要なサドル（イラク人）の「法学権威の政治指導」論が原典から紹介され、その思想的特質が論じられている。

イスラーム政治の分析を通じて、中東に固有な論理と思想が明らかにされるが、現代中東はそれだけではなく「西洋の衝撃」を契機として大きな変容を遂げてきた。中東を規定する主要なベクトルは、(1) 西洋化・近代化、(2) 民族主義、(3) イスラーム復興の3つであるが、その相互作用を通して実体化している中東諸国を、「第Ⅳ部 宗教と政治の相克」では、主権・宗教・民族に関する憲法規定などを素材に区分する。取り上げた15か国は、国民主権論／イスラームの主権論、君主制／共和制の組み合わせで、4つに区分されるが、国家の性質を見る場合に中東で重要なポイントの一つは憲法における「国教」条項、「イスラーム法」条項である。それを各国について法的な規定と政治的な実態の両面から検討し、現代中東を理解するための国家類型として、(a) 西洋の主権に立脚する型、(b) イスラームの主権に立脚する型、(c) 折衷型（国民主権論＋イスラーム的レジティマシー）が提示される。(a) の代表例はトルコ、(b) の代表例はイラン、サウジアラビアである。(c) には不整合型としてエジプト、混合型としてクウェートがあげられる。これらの諸国では、一方におけるイスラームの要素の残存と復活、他方における西洋的な概念と制度の導入が大きな緊張を生んでいる。いわば宗教と政治の相克の状態が生まれているが、具体例として、アラブ世界から2か国を取り上げ、詳論する。第1のエジプトは俗に「アラブの盟主」と呼ばれ、19世紀以来、法制度の近代化などを通して、中東の西洋化・近代化の先端を進んできたが、その一方でイスラーム復興運動においても先導的な思想家や運動を生み出してきた。エジプトについては、サダト期、ムバーラク期におけるイスラーム法問題と「世俗国家」論争を取り上げながら、世俗国家とイスラーム復興の矛盾と拮抗を分析している。第2のサウジアラビアは、世界最大の産油国としての経済力を活かしてエジプトと並んでアラブ世界を主導すると共に、「二聖都の守護者」として「イスラーム世界の盟主」たらんとする国である。この国については、「ネオ・スルターン制」に立脚するイスラーム国家の実態を、建国原理、石油収入による近代化とそれに伴う社会問題、民主化など取り上げながら検討し、特に1991年の湾岸戦争の後に制定された統治基本法、シュラーイー議会法の内容とそれが意味するものを、現代におけるイスラーム国家と近代化・世俗化の矛盾と拮抗として分析している。

論文審査の結果の要旨

本論文が取り扱うイスラーム復興運動は、1979年のイラン革命以降、その勢力を中東地域の至る所で拡大させ、また世の注目を集めるようになったが、しかしその起源は、はるか以前に遡るものであり、独特の論理構造を持つものである。著者によれば、イスラームの基本的な構造は、国家に対するイスラーム法の優位にあり、しかもこのイスラーム法が法学者という「私人」を担い手とする「法曹法」としての性格を有する一方で、判例の先例拘束性を否定し、絶えずクルアーン、及びスンナ（預言者慣行）という「法源」にたち還って解釈することを要請する点で、独特のダイナミズムを秘めたものである。すなわち先例拘束性の否定は、そのときどきの状況に柔軟に対応する可能性をイスラーム法に与える一方で、「法源」への回帰は、現状を診断する際に絶えずイスラームの根本教義に依拠することを義務づけるものである。そしてこうした論理構造こそが、イスラーム「復興」にみられる復古主義的性格にもかかわらず、その現代における大きな政治的エネルギーの由来を解きあかすものである。しかもイスラーム法が「法曹法」的性格を持つゆえに、復興運動が国境を越えてイスラーム世界全体に拡大していくこととなった。

イスラーム復興運動の以上のような構造的性質を、著者は、膨大なアラビア語文献を読破し、それらに詳細、かつ厳密な検討を加えることによって明らかにした。その手法は、あくまでも思想の内在的な把握をめざさんとするものであり、本論

文の功績はなによりもまず、イスラーム復興運動の思想構造を明晰に提示したことにある。その一方で著者は、イスラーム復興の具体的展開の様相を、憲法制定運動、エジプト、サウジアラビアの70年代以降の政治史を詳細に検討することによって跡付け、自らの見解を現実の政治、思想の動きの中で検証し、あわせてアラブ民族主義とイスラーム復興との違いを明瞭に提示している。また宗教社会学的手法を駆使しつつ、キリスト教との比較を行い、イスラーム世界が、一時世俗化の波にあらわれたにもかかわらず、今日に至るまで政教一元論的な性格を保ってきた背景を浮き彫りにすることに成功している。

イラン革命以後の中東の情勢は、「中世」の再来といった評価にみられるように、謎につつまれた部分が多く、研究者もまた、イスラーム復興を前にして、戸惑いをかくしえなかった。本論文は、そうした「謎」を、欧米の研究成果を批判的に摂取する一方で、しかしあくまでも原資料を精読することによって著者自らの手で解明した、すぐれて独創的なものである。著者は膨大な原資料をふまえて自らの所説を跡付けているが、これはアラビア語に堪能な著者にして初めてなし得ることである。いずれにせよ本論文は、中東研究に新境地を切り開いた画期的な研究であり、キリスト教的先入見にとらわれず、イスラームの思想構造を内在的に解きあかした点で、欧米の先行研究に見られない新たな観点を提示したものである。また本論文は近代化の過程が世俗化に向かったの直線的発展ではなく、「近代」と「伝統」との複雑な交錯、さらには伝統的要素のダイナミックな展開過程であることを、豊富な事例をふまえて明らかにした点で、比較政治の領域にも貴重な知見をもたらしている。

以上に鑑み、本論文は、博士（法学）の学位を与えるに相応しいものと認める。また本論文には、参考論文として「アフガーニー：東方の連帯・イスラームの復興」、「民族・言語・宗教：中東・イスラームからの照射」、「イスラームの共同体とイスラーム的近代化の論理と倫理」が添付されている。なお、平成10年11月26日調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。